

【概要版】 もりぐち児童クラブ入会児童室民間委託によるサービス拡充プラン（案）

現状

- アンケート調査の結果、「開設時間の延長」のニーズが高い。
- 大阪府・全国の児童クラブの開設時間と比較して短い。

課題

⇒ 開設時間の延長
これに対応するパートナーの確保も社会経済情勢の影響を受け、困難な状況になりつつあります。これらの課題を踏まえ、入会児童室事業のサービス拡充を図るとともに、管理運営業務の効率化を図る必要性があります。

【民間活力の導入】

現在の公設公営での運営よりも、民間事業者による公設民営での運営の方が、よりよく事業を運営できると判断。

民間活力の導入メリット

- ①民間のノウハウを活用した人員体制と人員確保により、開設時間を延長しても機動的かつ安定的な運営が可能。
- ②直営から民間委託に切り替えることで入会児童室の管理運営業務（人員確保・配置、出退勤管理、給与支払等）の縮減による効率化が可能。
- ③民間事業者が有する運営ノウハウを活用し、日々の運営やイベント行事の充実を図ることが可能。
- ④民間事業者ならではの弾力的な運営により、将来の保護者のニーズ変化にも素早く対応することが可能。

民間活力導入後の入会児童室の姿

【実施時期】平成31年4月1日から全入会児童室で実施予定

【実施場所】現行どおり小学校・学園内にある現在の入会児童室施設を使用

【開設時間】

(現状)

	開始時間	終了時間
平日	放課後	18時
土曜日	9時	17時
長期休業日等	8時30分	18時

開設時間
延長

(平成31年4月以降)

	開始時間	終了時間
平日	放課後	19時
土曜日	8時	19時
長期休業日等	8時	19時

【開設日】月曜日から土曜日まで（祝日及び年末年始を除く） ⇒ 現行どおり

【人員体制】

本市では守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条及び第9条に基づき、人員を配置させることを基本としています。民間委託後も、その水準を変更する予定はありません。

【利用者負担金】

時間延長によりコスト増が見込まれますが、管理運営業務コストを抑えた上でサービスを拡充します。減額・免除制度は、現在と同様の形で実施します。

委託事業者の選定方法等について

【対象事業者】 保育園、幼稚園、放課後児童クラブ等の運営実績（業務委託、指定管理者を含む）がある民間事業者の中から選定します。

【委託期間】 5年

【選定方法】 公募型プロポーザル方式の採用。競争入札方式とは異なり、委託料の多寡だけが選定の絶対的な判定要因とはなりません。

【選定委員会の設置】 委託事業者の選定委員会の設置にかかる条例の議案を提出する予定です。選定委員は、福祉や子育ての分野に精通した有識者等を委員として含みます。

【審査内容】 応募の民間事業者が提案する事業内容を外部委員も交えて、専門的見地等から公正かつ公平な審査のもとに、質が高く、多様なニーズに対応する優れた内容の提案を行なった（最も高い評価（評点）を得た）民間事業者を選考の上、契約します。

【保護者、保護者会との連携】 保護者との連絡帳でのやり取りや懇談会は、従来どおり実施する予定です。また、保護者会活動についても、民間事業者に協力を求めます。

【保護者の皆様からの要望等】 お子様や入会児童室の運営に関わる個別の事案は、指導パートナーなど民間事業者にご相談いただきます。一方で、事業そのものに関わる事案は、市が連携して対応します。

【業務履行確認】 事業者の経営状況は年1回、運営状況は月1回の書面審査を実施します。また、定期的及び随時に実地調査を実施します。さらに、市が必要と判断したときは業務や経理の状況に関し報告を求め、場合によっては改善・指導を行います。

↑
契約内容どおり
の保育の担保

【市の責任】 従来どおり入会児童室の実施者は守口市です。民間事業者に任せきりにはなりません。今後も適正な運営がなされるよう市が責任を負います。また、児童の入退会の申請受付、決定にかかる事務及び利用者負担金の賦課及び徴収等は、従来どおり市が責任を持って実施します。

<委託実現に向けてのスケジュール（予定）>

